高齢者の 通いの場 を支援します!

「フレイル」は、年齢とともに体力や認知機能が低下して、介護が必要になる一歩手前の状態です。身体活動が減って社会とのつながりを失ったり、筋力の低下や栄養の不足などが起こったりすると進行します。フレイルのうちはまだ健康な状態に戻れますが、要介護になると元に戻るのが難しくなります。

健康

まだ戻れる

フレイル



要介護

フレイルを予防し要介護状態とならないため、高齢の方の**居場所や生きがい**を作り、 **心身の健康の保持増進**に役立つ場を提供していただける活動に対して補助を行いま す。活動開始前に申請してください。

活動内容について

- 運動や趣味、社会貢献など**介護・フレイル予防を目的とした活動**。 (フレイル予防3本柱「運動」「社会参加」「栄養」のいずれかに関わる活動)
- 月 | 回 2 時間以上、年間を通じて定期的に開催。
- 町内に住所のある65歳以上の方が | 回あたり5人以上参加。
- 実施場所は町内の集会所等で、誰でも参加できること。
 - ※ 営利、政治又は宗教を目的とした活動は除きます。
 - ※ 毎回内容や参加者数の記録が必要です。
 - ※ 他の補助金で運営されている活動は対象外です。



対象となる団体

自治会

地域自主組織

NPO

ボランティア団体

など

補助の内容

【補助金額の上限(|月あたり)】

実施回数 参加人数	回	2~3回	4~7回	8回以上
回平均 5~10 人	5,000円	8,000円	10,000円	12,000円
回平均 人	8,000円	10,000円		12,000円

活動に要する経費(消耗品費、講師代、材料費、会場使用料など)が対象となります。年度末に活動実績報告(参加者名簿、領収書の添付)が必要です。

財源は皆さまが納めていただく介護保険料です。適正な使用にご協力ください。

お問い合わせは 大山町長寿支援課(保健福祉センターなわ内) ②0859-54-5207 まで

大山町地域介護予防活動支援事業補助金活動の手引き

〈補助金の利用について〉

- ・活動の世話人に対する手当は経費対象外です。
- ・食材を購入し、調理実習を検討されておられる場合は、高齢者食生活改善事業の 活用をご検討ください。詳しくは、地域の食生活改善推進員さんにお問い合わせ ください。
- ・会場の修繕・維持管理に掛かる費用は対象外です。
- ・記載してある補助金額は上限です。申請の際は活動にかかる費用の予算をたてて いただきます。
- ・利用者を送迎する場合でも、有償運送の登録がない方へ謝礼(運賃)を支払うこ とは、道路運送法違反です。
- ・基本的に参加者個人の利益になるものに関する経費は対象外です。

〈休止の取り扱いについて〉

・月 | 回の開催で計画を提出したが、感染症などで計画通りに開催できなかった場合、その回の補助金の支払いはできません。

〈報告書関係について〉

- ・地域介護予防活動支援事業報告書、収支決算書はもれのない記入が必要です。もれがあった場合には後日確認をさせていただきます。
- ・参加者名簿は氏名(フルネーム)、年齢(または生年月日)、住所、参加日がわかるものを添付してください。
- ・収支を確認するために、必ず領収書の提出が必要です。
- 必要と認められない支出があった場合は、補助金を返還していただきますので、ご注意ください。